

件。

延慶參年八月廿八日 左衛門尉藤原利忠 在判  
(裏書) 爲後證所封裏也

文保元年三月廿三日 件 在判

【永光寺文書】

一五八

避与 能登國酒井保内地頭 田島等事

四至 限東中山塚、限南若部塚、限 限北熊谷峯通至于中山塚

右彼山野新田島等者、利忠重代(相傳之御家) 人領也。而依

有事之由緒、限永代(所合避與平) 氏女也。更不可有他妨。

若云利忠、彼山野以下等爲違亂煩者、知

行分 相當彼分之程被割分可被知行也。

延慶參年八月廿八日

左衛門尉藤原利忠 在判

延慶四年 辛亥  
應長元年 四月廿八日 紀元一九七一  
改元

十二月。藤原宗信、珠洲郡法住寺内の林木伐採を禁す。

【法住寺文書】 珠洲郡

一五九

法住寺々僧等申林木塚之事

東限赤土谷 南限坪野大路

西限大坂額 北限加子内

右件四至塚、先規無相違之上者、於彼寺内林木者、庶民等不可切取之。若於令違犯輩者、可被行重科之狀如件。

應長元年十二月 日

藤原宗信 裏判

【法住寺文書】

一六〇

法住寺寺僧申林木塚之事

東限赤土谷、限辰巳稻荷腰、南限坪野大路、限未申三辻路、西限太平横道、限戌亥石基路(墓之)、北限加子谷川、限丑寅春日路合川。

一、善野親之谷七谷七尾講堂山。右件四至塚先規無相違之上者、於彼寺内林木者、庄民等不可切取之。豈法住寺之樹木藪澤山野是多廣云供(是)、自今以後儘可停止。令違犯輩者、可被行重科之狀如件。

應長元稔九月十三日 藤原宗信 裏判

(第二通は第一通と内容相同じくして、しかも文意透徹せざるものあり。姑く疑を存す。)

應長二年 壬子  
正和元年 三月二十日 紀元一九七二  
改元

八月廿五日。尼心稱、さきの大ゆきに、羽咋郡得田保志良田村の地頭職の内を讓る。

【得田文書】

一六一

のとのくにとくたのうち、しのためむらのちとうしきの

うち、へい三ぶらう入だうがみやうでんはくやしきは、さきの大ゆきどのにゆづりわたしぬ。田二たん三、したぢ五百拾そくがりにて候。きやうこうさらにたのさまだけあるべからず候。よてゆづりじやうかくのごとし。

正和ぐわんねん八月廿五日

尼しんせう 在判

(しのためは、しらのたの一字を脱せるなるべし。元亨三年二月の下知狀等に得田保内志良田と見えたり。後世シナノタ又はシンタと呼ぶが故に、シノタともいひしなるべしとの説は探らず。又さきの大ゆきといふは詳かならず。嘉暦二年三月十三日の條に親信が志良田村の所領を讓渡すとあるもの此の人なるべし。尼しんせうの心稱なることは、元亨三年二月廿三日の條に見ゆ。)

十一月廿九日。伏見上皇、山城南禪寺に能美郡得橋郷加納得南・益延・長恒三名を安堵せしめ給ふ。